

# 平成27年度 第2回宮崎市行政改革推進委員会 <<議事要旨>>

日 時：平成27年12月21日（月） 13：30～15：00

会 場：宮崎市役所本庁舎2階 全員協議会室

出席者：【委員】

有馬委員（座長）、長池委員、倉掛委員、原田委員、仁田協委員、谷口委員、厚地委員、長友委員、矢方委員、南部委員、平田委員、工藤委員、酒井委員

【事務局】

戸敷市長、木下副市長、田上総務部長、永井福祉部長、隈元財政課長、佐伯人事課長、樋口納税管理課長、西岡道路維持課長、岩崎出納室長、草野行政改革推進室長、藤森人事課長補佐、白坂国保年金課長補佐

○座長

第7次宮崎市行財政改革大綱改訂版の取組項目について、事務局から説明をお願いする。

○事務局

まず、改訂版の策定について説明する。

8月に開催した第1回目の委員会において説明をしたが、第7次の行革大綱については一部改訂を行った上で、取組期間を平成29年度まで延長することとしている。

その理由としては、現在の大綱は、計画期間を平成29年度までとしている第4次宮崎市総合計画後期基本計画の下部計画として位置づけられているので、この期間との整合を図るためである。

改訂版の策定方法についてであるが、改訂版は、現在の大綱で定めている基本的な視点や基本計画などを承継する。そして、これまでの取組項目の実施状況を検証した上で、取組項目の追加、変更、削除を行い、継続する取組項目については、必要に応じて内容の修正を行う。また、平成28年度と29年度の2年間の数値目標についても設定する。

スケジュールについて。今回の第2クールでは、改訂版に追加する新規の取組項目と、内容を変更する取組項目、そして改訂版には引き継がずに削除する項目の決定について、意見をいただくという考えで考えている。

年明けからの第3クールでは、数値目標、それから新規の取組項目や内容を変更する取組項目の具体的な中身について、意見をいただきたいと考えている。

その後、大綱の改訂版を策定し、公表する。

資料1の2ページからは、終了となる取組項目や新規の取組項目などを体系順に並べている。

項目ナンバー2番の「学校配置事務職員の見直し」については、年次的に小中学校の事務職員をブロック分けしてグループ化し、それぞれのブロックに正職員1名をリーダーとして配置してきたが、現行の6ブロックが最低限ということで、改訂版へは引き継がないこととする。9番の「農業集落排水施設移動脱水車による脱水作業の見直し」については、1台しかない移動脱水車の処理能力が限界に達して

おり、これ以上の外部委託は困難であるため、改訂版へは引き継がないこととした。22番の「動物園の施設運営計画の策定」については、平成26年度に実施した外部有識者委員会による検討結果を踏まえて、今年度中にリニューアル基本計画の見直しを実施するというので、改訂版へは引き継がないこととする。

23番の「市営駐車場の運営見直し」は、検討の結果、平成26年度に一体的な指定管理から施設機能別の業務委託に移行することで経費節減が図られたため、改訂版へは引き継がない。

新規の項目となる「道路施設長寿命化の方策の検討」は、市が管理するトンネルなどの道路施設について、平成27年度末に道路施設長寿命化修繕計画を策定予定で、この計画に基づいて優先度や緊急度の高い施設から、概ね10年を目安に修繕工事を行っていく。

27番の「都市内分権のあり方の検討」については、検討の結果、都市内分権の土台である住民自治の強化に特化することとし、改訂版からは「住民自治の充実」として地域コミュニティ課で取り組むこととした。

「行政不服審査制度の適正な運用」は、新規の項目となる。市の行政の適正な運営を確保するため、新たな行政不服審査制度について、適正な運用と市民への制度の周知に努めていく。

35番の「土地開発公社の経営状況の把握及び今後のあり方の検討」は、経営状況の把握について公社との連携が密に図られており、また、今後の在り方については検討の結果、存続するとの結論に至ったため、改訂版へは引き継がないこととした。37番の「宮崎市社会福祉協議会の経営改革の促進」については、各事業の見直し、整理や新規事業への取組により、新たな自主財源の確保につながってきたこと、そして単年度収支の黒字や十分な資金残高が確保されていることから、一定の成果が得られたため、改訂版へは引き継がない。38番の「宮崎市社会福祉事業団のあり方の検討」は、事業団が指定管理者となっている総合発達支援センターの特殊性を生かして安定した経営を行っていく方針が定まったことから、改訂版へは引き継がないこととする。39番の「文書管理事務の効率化」については、平成25年度に文書管理システムの更新が完了していることから、改訂版へは引き継がない。41番の「広報紙作成業務の見直し」は、平成26年5月号から編集業務の外部委託により、市広報のリニューアルを実現したことから、改訂版へは引き継がないこととした。

新規の項目となる「国民健康保険の市町村業務の見直し」は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担っていくことに伴い、市の事務軽減や被保険者の利便性の向上を図っていく。

52番の「みやぎき水ビジョンの進行管理と中間見直し」は、マスタープランの中間見直しが今年度に完了予定であるため、改訂版へは引き継がない。

その下の「効率的な公金運用による財源確保」は新規の項目となる。積極的な公金運用を行うため、公金の管理運用体制を見直し、効率的な運用を行う。

84番の「再生可能エネルギー固定価格買取制度を利用した消化ガス発電と売電による再生可能エネルギーの有効活用」については、目標を達成したため、改訂版へは引き継がない。

続く「納付書様式の集約化に伴うペイジー収納の導入及びコンビニ収納対象の拡大」は、新規の項目となる。各課がそれぞれ作成している納付書様式を集約化することで金融機関の窓口での事務の煩雑さを解消するとともに、ペイジー収納の導入やコンビニ収納の対象拡大により、収納率向上を図る。

67番の「公共事業コスト構造改善の推進」は、公共事業が新設工事からメンテナンス工事に移行しているため、縮減が図りにくくなっていることや、職員にコスト縮減の意識が定着してきたことにより、改訂版では、「公共事業コスト縮減意識の継承及び情報発信」という項目に変更して取り組む。

続いて、新規の項目の「国民健康保険における医療費適正化事業の充実・強化」である。国保財政の健全化に向けて、レセプト内容の効果的かつ効率的な点検実施体制の構築、それとジェネリック医薬品の使用促進などを図り、歳出の抑制に努める。

同じく新規の項目で、「E S C O事業の活用」である。市総合福祉センターなどの施設の設備改修に、E S C O事業を活用することで、通常の改修工事に比べ、省エネ・省コストの面でより大きな効果を生み出すことのできる設備の更新・改修を行う。

71番の「新地方公会計の取組み」は、平成27年1月に総務省より統一的な基準による財務書類を平成29年度までに作成するようにとの要請がなされたため、改訂版では項目名を変更して、平成28年度決算分から統一的な基準による財務書類を作成し、財政健全化の取組に活用する。72番の「市ホームページのリニューアル」は、平成27年3月にリニューアルを実現したことから改訂版へは引き継がない。74番の「広報活動の充実」についても、フェイスブックとLINEの運用を開始し、軌道に乗ったことから、改訂版へは引き継がない。続いて、75番の「広聴機能の充実」は、市民から問い合わせの多い項目についてFAQの整備を行い、市ホームページに掲載したことで、電話による問合せ件数の削減に繋がったことから、改訂版へは引き継がないこととした。庁舎機能の充実で取り組んできた77番の「庁舎等のサイン設置の推進」は、各庁舎への誘導看板や各課配置図などを設置したことで、庁舎がわかりにくいとの市民の意見が聞かれなくなったことから、終了することとした。79番の「情報システム再構築の推進」は、今年度の9月に全事業が完了したこと、80番の「ネットワーク通信基盤の見直し」は、現状のネットワークの通信基盤を維持し、今年度に庁内のインターネット端末を増設したことで、職員のインターネット環境の向上を図ることができたため、改訂版へは引き継がない。82番の「就学援助システム導入に伴う就学援助事務の見直し」については、平成26年度にシステムの運用開始を開始し、課題の解決が図られたため、終了することとした。

資料1の説明は以上で、次に資料2の説明をする。

資料2は、現大綱と改訂版の取組項目の新旧比較表である。これを見ると、どの項目が改訂版に引き継がれて、どの項目が引き継がれなかったかといったところを、大体つかんでいただけたと思う。

5ページ中段に設けている表は現大綱と改訂版の取組項目数をまとめたものである。取組項目の数を説明すると、現大綱は84項目であるが、終了するものが18項目となっている。新規は7項目なので、改訂版で取り組む項目は73項目の予定となっている。

平成28年度と29年度の2年間、この73項目について取り組んでいく。

○座長

総合計画の期間が29年度までということもあり、それにあわせて行革大綱も29年度まで2年間延長するという。終了する取組項目、変更となる項目、新規の項目など、ただいまの説明について、ご意見、ご質問、ご確認等があれば。

○座長

確認するが、2月17日には大綱全体の説明をするということか。

○事務局

2月17日の行革委員会では、追加する項目や継続する項目など全ての実施項目について、素案を作り、示した上で委員の皆さまから意見をいただきたいと考えている。

○委員

「土地開発公社の経営状況の把握及び今後のあり方の検討」について。公社には防災支援拠点整備に係る用地取得事業を受託していることから、公社は存続するという方向になり、行革大綱としては取り組みを終了するということだが、用地取得事業が終了すれば再度、またあり方を検討するような形となるのか。

「市ホームページのリニューアル」や「広報活動の充実（SNSを利用した広報）」について。これらを取り巻く環境は時代と共に変化していく。2年後にはまた状況がどのようになっているかわからないので、取り組みを終了とした場合であっても見直しは行うのか。

○事務局

公社についてはあくまでも現時点での判断。平成29年度中に第8次の行革大綱の策定作業を予定しており、その時の状況で公社について動きがあれば、再度大綱に掲載するということになるかと思う。

SNS等は、所期の目的は達成したということで改訂版へは掲載しないこととするが、第8次の行革大綱の時には、その時その時代に合った課題が発生しているので、また個別に掲載を検討していきたい。

○座長

土地開発公社が担う大きい業務は大綱に掲載しているものか。

○事務局

市郡医師会病院を含む用地取得事業である。

○委員

「効率的な公金運用による財源確保」について。債券での運用にシフトしていくということだが、そもそも市の財産の運用アロケーション・資産配分の基本的なルールがあって、その上で、債券の比率をアップするということか。過去に自治体の運用資産のテコ入れを証券会社と一緒に行った経験があるが、行政の資金はより安全な運用管理基準が求められると思う。この辺りを含めて補足的に説明をお願いしたい。

○事務局

現時点で基金が370億円ほどある。その内の75億円、つまり約20%ほどで現在、債券を保有している。それらの債券は5年債券、10年債券である。近年、債券の優位性がクローズアップされており、特に20年債券は利回りが高い。12月に46億円分の債券が満期になり、それを20年債券に買い換えた。残りの債券についても、いい利率のものがあれば20年債券に移行していきたい。もっとも地方公共団体なので、どのような債券でもよいというわけではなく、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債のみを運用に使おうと考えている。今後、指定金融機関を含めた金融機関との兼ね合いも考えながら進めていきたい。

○座長

続いて、議題2のその他について事務局から説明を。

○事務局

今後のスケジュールと行政改革推進委員会への施設使用料設定基準の意見聴取について説明する。

まず、スケジュールについて。本日の行政改革推進委員会を受け、今後は取組項目の具体的な内容の検討や数値目標の設定に入る。年明けの2月17日に、本年度最後の行政改革推進委員会を13時30分から今回と同じ会場で開催する。その際には、第7次宮崎市行財政改革大綱改訂版で取り組む実施計画調書の骨子を示すことができると考えている。

次に施設使用料設定基準の策定に関する意見聴取について。現在、財政課の公共施設経営室の方で、本市の公共施設の使用料について統一的な基準の策定作業を進めている。施設の使用料は市民生活に関わりが深く、また、行財政改革を進めていく上での重要な課題でもあるため、行政改革推進委員会で議題として取り上げ、委員の皆さまから意見を聞かせていただくということで、8月に開催した第1回委員会で、承認いただいたところ。こちらについても、年明けの委員会で施設使用料の基準案を示すことができると考えている。

○座長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問、ご確認等があれば。

○座長

施設使用料については、行革の委員ではあるが市民目線での意見を述べてもよいか。

○事務局

問題ない。

○座長

先ほどの議題1も含めた意見や要望があれば。

○委員

お願いを2点ほど。社会保険労務士という立場で、いろいろな事業所に入らせていただいている。市の事業を受託している所もたくさんある。行政改革を進めていくということになると、どうしてもできるだけ費用を安くしなくてはいけないということで、事業所の方も頑張るが、そこで働いている方は宮崎市民である。人件費が低くなってしまいがちで現場では苦勞されている。委託の審査をする際にその辺りの確認も是非していただきたい。働いている方々が宮崎市民であるということも考えながら予算が立てられているか気になる。

2点目は教育現場について。議題1で学校配置事務職員の見直しがまとまったとの報告があった。子どもがどんどん少なくなっていることから、かかる経費も少なくなるということではなく、どちらかというと非常に複雑な現場が発生している。そういう意味で、今回は事務職員の削減というお話しではあったが、教員も含めた余裕のある人材配置も考えていただきたい。一人一人の子どもの様子を把握できる教育現場であっていただきたいと、保護者の一人としていつも思っている。このような視点も含めて今後の行財政改革に取り組んでいただきたい。

## ○委員

人員配置についての要望がある。正職員を削減して嘱託員に切り替えるというのは、経費的にはかなりの削減となるが、配置の仕方について考慮して欲しい。先日、高齢者への還付金の事務処理のために、地域事務所に臨時職員を入れたかと思うが、ほとんど遊んでいた。ものすごく無駄な人員だと現場で感じた。もともと地域事務所にいる職員で対応できるはずなのに、なぜ臨時職員を配置するのか。人員削減は表向きはよく言われているのに、地域にいると無駄な配置が非常に目立つ。その反面、学校現場は最近いろいろな障がいを持ったお子さんが多くなり、先生たちの対応が追いついていないのが現状だと思う。そういうところはもう少しゆとりをもって人員配置をしていただきたい。

もう一つ、削減するのはいいけれども職員の資質を高めて欲しい。職員が自分のエリアのみの仕事だけをするのではなくて、もっと今の世の中の流れがこうなんだから自分たちは職員として最低限この程度の資質は要るよね、という学習の場がどれぐらい設定されているのかが不安である。包括ケアシステムについて職員の方に聞いたらそれは何ですかという程度の反応で、福祉の現場にしながら何の学習もしていないのかなと感じた。職員の資質の向上は削減と併せてきっちりやっていくべきではないのかと感じている。

他に施設使用料設定基準の対象は体育館だけと思うが、公民館についてもあり方と併せて行っていくべき。

## ○市長

ワーキングプアについては議会でも質問が出たが、賃金を抑えるだけが指定管理ではないと考えている。

教職員の資質向上等についてもしっかりと伝えていきたいと思うが、特に障がい者の子どもたちが増えてくるという部分については、嘱託員などのサポート役を今拡充している。すべての学校に配置することは出来ていないが、要望のあるところで順次行っている。発達障がい等も含めて、教職員で出来ない部分をサポートするということは今後やっていきたいと思っている。

施設の使用料について、スポーツ少年団などが利用する学校の体育館や運動場の使用料は徴収する。スポーツ少年団の内、学校以外の有料施設を利用し金銭を支払っているところがある一方、学校の体育館等を利用している団体は使用料がゼロ円という状況なので、徴収をして適正に公平に配分していきたい。徴収した分の内、電気代金など当然に必要な費用以外の余剰部分は、適正に配分しながら、スポーツ少年団など社会的な活動を助長していこうという動きのために、今回、使用料を新設するという形にした。千ほどの施設があるが、利用価値、継続利用、施設廃止の検討や、使用料は必要か無料でいいのかといった検討も必要。利用している人たちだけが恩恵を受けるのではなく、公平に負担をするという部分で行政も配慮しないといけない。

## ○事務局

臨時職員の配置について。各課で臨時職員が必要との要望が挙げられた際、どのような業務あるいはどの程度の業務量を臨時職員にさせるのかということ審査した上で、配置をしている。市民の方がみえる窓口等においては、曜日や時間帯で若干混雑する時期あるいは少なくなる時期があるかもしれないが、先ほどの指摘によれば結構空いた時間があるということで、今後もしっかりと審査をした上で適正な配置をしていきたい。

職員の研修について。市に採用して以降、新人の時、職位が上がる段階、中堅の時分で、全体的な研

修をしている。各職場の業務に特化した研修は、対外的な研修機関への派遣や各職場における職場研修ということでやっているが、まだまだ知識等が不足している職員がいるということなので各課と協議をしながらしっかりと対応していきたい。

議事録署名人

委員名 酒 井 春 江

委員名 長 池 國 裕